

第7章 ビジネスモデル特許

ビジネスモデル特許

米国で訴訟続発、日本でもその兆し 審査資料充実により安易な特許成立の抑制必要

ビジネスモデル特許とは

ビジネスモデル特許という呼び方は日本独特のものであり、米国ではビジネスメソッドパテントと呼ばれることが多い。ビジネスモデル特許という、特にインターネットの世界では、プライスライン社やアマゾンコム社のような会社が、ネットビジネスの概念を特許で独占するかのような印象があるが、実際はビジネス方法や仕組みそのものを指す。

米国特許制度とソフトウェア

米国の特許が成立するには、①法定主題（発明が成立するための要件）②新規性（今まで世の中に知られていないこと）③非自明性（世の中に知られた発明からさらに抜きん出ていること）の3つの要件が重要である。

1970年代以降、ソフトウェアが①の要件を満たすかどうかで議論されてきた。①には「あらゆる新規で有用なプロセス、機械、製造物、または組成物、あるいはあらゆる新規かつ有用なそれらの改良を発明または発見した者は、他の条件を満たす限り特許を取得することができる」と規定されている。特許という概念は、もともと物理的な発明というところから出発している。そのため、ソフトウェアのような形にならない分野で、この要件を満たしているかどうかを判断するのは難しい。しかし、1994年には米国特許庁が①の基準を大幅に緩和、ソフトウェア特許を積極的に許可する体制となった。

プロパテント政策との関連

①の判断基準の変更は、米国におけるプロパテント政策（特許保護強化政策）と無関係ではない。

プロパテント政策とは、レーガン政権

下において大統領に提出された「ヤングレポート」がその起源であり、特許の保護強化を進めることで投資家が安心して投資できるようになり、経済が活性化するとしている。

このプロパテント政策の推進と連動して「ミノルタ対ハネウェル事件」¹⁾のような特許権侵害に莫大な損害賠償金を認める判決が続いた。米国内外の企業はいやでも特許の重要性を考えなければならなくなったわけである。

こうなると特許の出願が増加する。特に米国が1990年代初頭より重視していたネットワーク関連技術については、今後数多くの特許出願がなされるはずである。米国はこれらを適切に保護していく必要に迫られたのである。

ところがそこに立ちはだかったのが①の壁だった。1994年以前の米国特許庁の取り扱いでは、ソフトウェア特許はこの規定により非常に限定された保護しか受けることができなかった。この①が特許分野における一種の規制条項となっており、特にインターネットという世界的なインフラおよびそれを使ったビジネスで世界に君臨しなければならない米国としては、世界に先駆けてこの分野の特許保護を一般に開放する必要があったのである。

こうして1994年に①の基準緩和が行われた。基準緩和後は大多数の出願が①の要件を通過。②、③の要件に関しても、米国特許庁の審査官の手許に金融やマネジメント手法等の審査資料が十分に整備されていなかったため、ネットワーク上で常識となっているような技術でも特許として通りやすかった。こうして多くのビジネスモデル発明が特許として認められて世に出ていったのである。

裁判所でビジネス特許認知

このようにしてビジネスモデル特許はソフトウェア特許の保護規制緩和と連動して認められるようになっていった。米国でビジネスモデル特許問題が浮上するきっかけとなった1998年7月の「ステートストリートバンク事件」も、これが裁判所で追認されたに過ぎないと見ることができる。

ステートストリートバンク事件とは、ハブ・アンド・スポーク構造による資産運用のデータ処理に関する特許（米国特許5,193,056）を持っているシグナチャ社（Signature Financial Group Inc.）に対して、前述①の「法定主題」に基づき、特許は無効であると同業者のステートストリートバンク社（State Street Bank & Trust Co.）が訴訟を提起した事件のこと。

この特許は、米国、欧州主要国、日本（特表平一505581号公報）および韓国に出願されており、「情報フローおよびデータをモニターして記録し、パートナーシップポートフォリオおよびパートナーファンド（ハブとスポーク）金融サービス構成を維持するために必要な計算を行うデータ処理システムおよび方法を提供する」ものである。

連邦巡回区控訴裁判所（CAFC）は、この特許について①の1つである機械発明であると認定した。そして、①の要件についても「Useful（有用）」、「Concrete（具体的）」、「Tangible（明確）」であればこれを満たしているとした。

この判決により、米国では「ビジネス方法」ということのみで特許適格性が否定されないことが確認され、米国特許商標局における「審査手続マニュアル」(The Manual of Patent Examining Procedure)からビジネス方法のクレーム(特許を請求する範囲)拒絶に関する条文(第706条03項(a))が削除された。」

なお、この特許の日本出願に対しては

拒絶理由通知が出されており、日本国内でも本特許が成立するか否かは微妙である。

特許を巡る米国での訴訟例

プライスライン社 **Jump01** は、米ウォーカー・デジタル社の創業社長であるジェイ・ウォーカーが取得した「逆オークション」に関する特許を基礎にインターネットビジネスを行っていることで知られている。ジェイ・ウォーカーは、すでにビジネスモデル特許を300件近く出願、その中の数十件はすでに特許が成立しており、「現代のエジソン」として多くのマスコミに採り上げられている。

この特許（米国特許5,794,207）の代表的なクレームは、

1. コンピュータを使って買い手と少なくとも一人の売り手との間での取引を簡単にする
2. 買い値を含む条件付き購入オファーをコンピュータに入力する
3. 上記条件付き購入オファーに関して、クレジットカード口座を確認する支払い証明をコンピュータに入力する
4. 前記支払い証明を受け取った後に前記条件付き購入オファーを複数の売り手に対して出力する
5. 前記条件付き購入オファーに応じた売り手からの受諾をコンピュータに入力する
6. 前記支払い証明を用いて売り手への支払いを行う

となっている。プライスライン社は、1999年10月にマイクロソフト社が運営する「エクスペディア」 **Jump02** がこの特許権を侵害するとしてマイクロソフト社を特許権侵害で提訴した。現在この事件の行方が注目されているが、この代表クレームだけを見る限りでは彼らが主張するような逆オークションのアイデア全てに権利があるのか否かは疑問である。

一方、アマゾンコム社 **Jump03** は「ワンクリック特許」と呼ばれる特許（米国特

許5,960,411）を持っている。この特許は一種のサーバークッキーであり、アマゾンコムでいったん書籍購入を行い、自分のプロフィールを入力すると、次回からはワンクリックボタンを押すだけで書籍購入が容易になるというものである。ライバル会社であるバーンズ・アンド・ノーブル社 **Jump04** は、自社のサイトで書籍等を販売しており、同様のワンクリックボタンをそのサイトに配置したのだが、これに対し、アマゾン社は1999年10月21日に特許権侵害でバーンズ社を提起した。1999年12月に早くも特許権侵害を認める仮処分決定がなされ、この結果、バーンズ・アンド・ノーブル社はサイトでの注文方法を変更せざるを得なくなったのである。この事件はビジネスモデル特許でサイトの差し止めが認められた初のケースとなった。

日米で特許問題次々浮上

日本でも2000年4月にインターネットの時限課金特許を所有する企業が、多数のインターネットプロバイダーに対して電子メールで事実上の警告を行う事例 ^{注2} が起きており、その特許の評価について議論を呼んでいる。

一方、米国ではビジネスモデル特許による独占が健全なインターネットビジネスの離陸を阻害するとして、ビジネスモデル特許そのものに反対する動きが出てきている。米国特許庁もこれを無視できない状況となってきており、審査資料を充実させて、ネットワーク上で常識となっているような技術には特許を付与しない方向にある。

また、アマゾンコム社のベゾス会長がビジネスモデル特許についての権利期間短縮(3年~5年)を提案しているが、通常技術的な特許とビジネスモデル特許との境界が議論されることは必至であろう。

筆者としては、むしろ審査資料の充実により程度の低い発明の特許成立を抑制し、成立後の価値評価は当事者同士で決定されるべきであると考えている。そのた

めに市場にいる我々は特許を的確に評価できる目を持つべきであり、その特許評価手法が確立されていかなければならないと考えている。

(松倉秀実 弁理士)

注1 米ハネウェル社が特許権を侵害しているとしてミノルタ社を訴えた事件。ミノルタ社がハネウェル社に対し約165億円の和解金を支払った。

注2 国内のプロバイダーなどの業者各社に対し、2000年4月4日、「ビジネスモデル特許抵触の可能性」と題するメールが送付された。このメールを送ったのは、株式会社インターナショナルサイエンティフィックとなっており、「インターネット時限課金システム」のビジネス特許を日米で取得（米国特許5,956,697、日本特許特開平10-27036）しているとして、特許侵害となる可能性について記述している。

Jump01 <http://www.priceline.com>

Jump02 <http://www.expedia.com>

Jump03 <http://www.amazon.com>



図1 「逆オークション」のプライスライン



図2 ワンクリックで商品が買えるアマゾンコム



[インターネット白書 ARCHIVES] ご利用上の注意

このファイルは、株式会社インプレスR&Dが1996年～2012年までに発行したインターネットの年鑑『インターネット白書』の誌面をPDF化し、「インターネット白書 ARCHIVES」として以下のウェブサイトで公開しているものです。

<http://IWParchives.jp/>

このファイルをご利用いただくにあたり、下記の注意事項を必ずお読みください。

- 記載されている内容(技術解説、データ、URL、名称など)は発行当時のものです。
- 収録されている内容は著作権法上の保護を受けています。著作権はそれぞれの記事の著作者(執筆者、写真・図の作成者、編集部など)が保持しています。
- 著作者から許諾が得られなかった著作物は掲載されていない場合があります。
- このファイルの内容を改変したり、商用目的として再利用したりすることはできません。あくまで個人や企業の非商用利用での閲覧、複製、送信に限られます。
- 収録されている内容を何らかの媒体に引用としてご利用される際は、出典として媒体名および年号、該当ページ番号、発行元(株式会社インプレスR&D)などの情報をご明記ください。
- オリジナルの発行時点では、株式会社インプレスR&D(初期は株式会社インプレス)と著作権者は内容が正確なものであるように最大限に努めました。すべての情報が完全に正確であることは保証できません。このファイルの内容に起因する直接および間接的な損害に対して、一切の責任を負いません。お客様個人の責任においてご利用ください。

お問い合わせ先

株式会社インプレス R&D

✉ iwp-info@impress.co.jp